

## 茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）へのご回答

名前（ 大野 ちかこ ）

### 1. 国連「障害者権利条約」について

#### 1-①

**①. 茨木市としても障害者差別禁止条例の制定を検討していくべき**

2. 茨木市として障害者差別禁止条例の制定は必要ない

3. どちらとも言えない

4. その他 [ ]

その理由

茨木市では障害福祉サービスは提供されているものの、生活支援・就労支援の内容や、全庁的な取り組み（災害時対応ほか）ではまだまだ不十分な面が多いと感じているため。

#### 1-②

**①. 茨木市としても手話言語条例の制定を検討していくべき**

2. 茨木市として手話言語条例の制定は必要ない

3. どちらとも言えない

4. その他 [ ]

その理由

手話が言語として認められていないことで不利益を被る方がおられる現状があり、そういう方がいない世の中を作る一歩として必要だと考えます。

## 2. 茨木市役所での障害者雇用について

### ①. 茨木市役所の障害者雇用のあり方を抜本的に見直すべき

2. 茨木市役所の障害者雇用は、現在のままでいい
3. どちらとも言えない
4. その他

( )

その理由

採用枠や職種、サポート体制など、障害者の方々により社会参画していただきやすい仕組みに変えるべき。

## 3. 65歳問題について

### ①. 機械的に介護保険サービスを適用するのではなく、柔軟に対応すべき

2. 本人の意向に関わらず、介護保険サービスの利用を優先すべき
3. どちらとも言えない
4. その他

( )

その理由

介護保険サービスに切り替わったことで経済的負担増や、支援内容の低下が生じることや、入所施設選択の自由が奪われることがないよう最大限ご本人の意思が尊重されるべき。

#### 4. 障害のある人の地域生活について

4-①

①. 茨木市としても24時間介護が必要である。

2. 茨木市として24時間介護が必要ではない。

3. どちらとも言えない

4. その他 ( )

その理由

茨木市として必要な方に必要な支援を受けて頂ける体制を整えるべき。

4-②

①. ガイドヘルパー利用の現状を知っていた。

2. ガイドヘルパー利用の現状を知らなかった

3. どちらとも言えない

4. その他 ( )

その理由

入院時のヘルパー利用の不便さを含め、サービスの使い勝手の悪さをお聴きしたことがあります。

## 5. 医療について

### 5-①入院時のヘルパー利用と障害のある方が受診できる市民総合病院の建設について

入院時のヘルパー利用が実現するよう取り組んで参ります。  
財政的に茨木市独自で市民病院をもつことが正しいとは思いませんが、茨木市に病院が足りていないのは明らかですので誘致も含めた医療体制の整備が必要だと考えています。

### 5-②同行援護について

## 6. 市民会館について

必要だと考えています。  
市民の皆様のご意見をお聴きしながら、茨木市にふさわしい市民会館のあり方や財源、運営形態などについてスピード感をもって結論を出せるよう取り組ませて頂きます。

ありがとうございました。  
茨木障害フォーラム（IDF）